

Q1 内科クリニックを開業し、青色申告承認申請書を税務署に提出しましたが、社会保険診療報酬の特例をつかう場合の経費の計算方法を教えてください。

A

ポイント

- (1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例は、社会保険診療報酬に係る必要経費を概算経費率により計算しますので、実額計算より上回る部分が所得を減らすことになります。
- (2) 特例適用計算は、青色申告決算書付表《医師及び歯科医師用》に沿って自由診療割合により共通経費を区分し、措置法経費額、措置法差額を求めて行います。

1. 社会保険診療報酬の所得計算の特例のポイント

クリニックの所得計算については、その年分の社会保険診療報酬の金額が5,000万円以下の場合に限り、通常の計算のほかに、租税特別措置法第26条の規定により社会保険診療分の経費を、実際の計算によらないで概算経費率を適用して計算することができます。

(1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例

社会保険診療報酬が5,000万円以下であるときは、社会保険診療報酬に右記《速算表》の計算式に当てはめて計算した金額を社会保険診療報酬の必要経費とすることができます。

収入金額は、基金事務所等からの振込金額と窓口収入金額の合計額です。

概算経費率

《速算表》

社会保険診療報酬	概算経費額	
	率	加算額
2,500万円以下	72%	-
2,500万円超 3,000万円以下	70%	50万円
3,000万円超 4,000万円以下	62%	290万円
4,000万円超 5,000万円以下	57%	490万円

(2) 共通経費区分のための自由診療割合の計算

自由診療と社会保険診療のいずれの経費であるか明らかでない経費（共通経費）を合理的に区分するため、「診療実日数による割合」か「収入による割合」のいずれかの方法により「自由診療割合」を計算します。

収入による割合

自由診療収入

総診療収入 × 100 × 調整率 (%)

調整率

内科、耳鼻咽喉科、呼吸器科、皮膚科等・・・85%
眼科、外科、整形外科・・・80%
産婦人科、歯科・・・75%

(3) 必要経費計算の手順

自由診療分の経費の額

- イ 一般経費分 (原価及び経費の総額 - 自由診療分と社会保険診療分とに明確に区分できる経費 a) × 自由診療割合 + a のうち自由診療分に係る経費の金額 = 自由診療分の原価及び経費の合計額・・・A

- 特典経費分 専従者給与の額 × 自由診療割合 = 自由診療分の専従者給与の金額・・・ B
 保険診療分の経費の額
- イ 一般経費分 原価及び経費の総額 - A の金額 = 社会保険診療分の原価及び経費の合計額
- 特典経費分 専従者給与の額 - B の金額 = 社会保険診療分の特典経費の合計額
 措置法第 2 6 条の規定による社会保険診療分の経費の額
 社会保険診療報酬 × 速算表の率 + 加算額 = 措置法 2 6 条の規定による必要経費の額
 社会保険診療分の経費と措置法第 2 6 条による金額との差額
 措置法 2 6 条の規定による必要経費の額 - (社会保険診療分の原価及び経費の合計額 +
 社会保険診療分の特典経費の合計額) = 差額

(4) 青色申告特別控除

青色申告者が所得の金額を限度として控除が受けられる青色申告特別控除は、自由診療に係る所得金額からのみ控除することができ、社会保険診療報酬に係る所得からは控除できません。

青色申告特別控除額 複式簿記により記帳 (貸借対照表作成要件あり) …… 6 5 万円
 損益計算書のみ作成 …… 1 0 万円

2 . 社会保険診療報酬の特例の計算例

クリニックの今年度の収入、経費等が下記の場合の社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用する場合の経費及び所得の計算をしてみましょう。

診療収入 4,800 万円 (社会保険料収入 4,000 万円、自由診療収入 800 万円)
 原価及び経費の総額 2,400 万円 (内自由診療に係る経費の金額 40 万円)
 上記の他に専従者給与 500 万円 調整率 (内科) 85 %
 青色申告特別控除 65 万円

- 1 . 自由診療割合の計算 $\frac{800 \text{ 万円}}{4,800 \text{ 万円}} \times 100 \times 85\% = 14.17\%$
- 2 . 自由診療分経費の計算
 - イ 一般経費分 (24,000,000 円 - 400,000 円) × 14.17% + 400,000 円 = 3,744,120 円
 - 特典経費分 5,000,000 円 × 14.17% = 708,500 円
- 3 . 保険診療分経費の計算
 - イ 一般経費分 24,000,000 - 3,744,120 円 = 20,255,880 円
 - 特典経費分 5,000,000 円 - 708,500 円 = 4,291,500 円
- 4 . 措置法第 2 6 条の経費の額 40,000,000 円 × 62% + 2,900,000 円 = 27,700,000 円
- 5 . 措置法差額 27,700,000 円 - (20,255,880 円 + 4,291,500 円) = 3,152,620 円
- 6 . 所得金額の計算 (40,000,000 円 + 8,000,000 円) - (24,000,000 円 + 5,000,000 円 + 3,152,620 円) = 15,847,380 円
- 7 . 青色申告特別控除額 8,000,000 円 - (3,744,120 円 + 708,500 円) > 650,000 円
 650,000 円